号㈢、第四十四号㈢及び第四十五号㈢」を「第四十二号㈣、第四十三号㈢、第四十四号㈢、第四十六号㈢及び第四十七号㈢」に改め、同号を同表第五十号とし、同表第四十七号㈣中「第四十二号㈠」を「第四十四号㈠」に改め、同号㈤中「第四十二号㈡」を「第四十四号㈡」に改め、同号を同表第四十九号とし、同表第四十六号㈤中「第四十号㈠」を「第四十二号㈠」に改め、同号㈥中「第四十号㈡、第四十一号㈠、第四十二号㈠、第四十四号㈠及び第四十五号㈠」を「第四十二号㈡、第四十三号㈠、第四十四号㈠、第四十六号㈠及び第四十七号㈠」に改め、同号㈦中「第四十号㈢、第四十一号㈡、第四十二号㈡、第四十四号㈡及び第四十五号㈡」を「第四十二号㈢、第四十三号㈡、第四十四号㈡、第四十六号㈡及び第四十七号㈡」に改め、同号㈧中「第四十号㈣、第四十一号㈢、第四十二号㈢、第四十四号㈢及び第四十五号㈢」を「第四十二号㈣、第四十三号㈢、第四十四号㈢及び第四十七号㈢」に改め、同号を同表第四十八号とし、同表中第四十五号を第四十七号とし、第三十六号から第四十四号までを二号ずつ繰り下げ、第三十五号を第三十六号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十七　小割り式五年魚くろまぐろ養殖業	
㈠　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五
㈡　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五
㈢　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十

㈠　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	二分の一
㈡　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	三分の一
㈢　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	四分の一

別表中第三十四号を第三十五号とし、第三十一号から第三十三号までを一号ずつ繰り下げ、第三十号の次に次の一号を加える。

三十一　小割り式五年魚または養殖業	
㈠　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五
㈡　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五
㈢　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十

㈠　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	二分の一
㈡　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	三分の一
㈢　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	四分の一

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　その共済責任期間の開始日がこの政令の施行の日前の日である養殖共済に係る共済契約並びに当該共済契約に係る再共済契約及び保険契約については、なお従前の例による。

農林水産大臣　林　芳正
内閣総理大臣　安倍　晋三

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十五号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第三項第四号及び第五号並びに第五項、第二十一条の二第一項及び第三項並びに第四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中第十三号を第十九号とし、第十二号を第十六号とし、同号の次に次の二号を加える。

十七　一・一・一・三・三―ペンタフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二四五ｆａ）

十八　一・一・一・三・三―ペンタフルオロブタン（別名ＨＦＣ―三六五ｍｆｃ）

第一条中第十一号を第十三号とし、同号の次に次の二号を加える。

十四　一・一・一・二・三・三―ヘキサフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二三六ｅａ）

十五　一・一・一・二・二・三―ヘキサフルオロプロパン（別名ＨＦＣ―二三六ｃｂ）

第一条中第十号を第十二号とし、第九号を第十号とし、同号の次に次の一号を加える。

十一　フルオロエタン（別名ＨＦＣ―一六一）

第一条中第八号の次に次の一号を加える。

九　一・二―ジフルオロエタン（別名ＨＦＣ―一五二）

第二条中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四　パーフルオロシクロプロパン

第二条に次の一号を加える。

九　パーフルオロデカリン（別名ＰＦＣ―九一―一八）

第四条第二号中「二十一」を「二十五」に改め、同条第三号中「三百十」を「二百九十八」に改め、同条第四号中「一万千七百」を「一万四千八百」に改め、同条第五号中「六百五十」を「六百七十五」に改め、同条第六号中「百五十」を「九十二」に改め、同条第七号中「二千八百」を「三千五百」に改め、同条第八号中「千」を「千百」に改め、同条第九号中「千三百」を「千四百三十」に改め、同条第十号中「三百」を「三百五十三」に改め、同条第十一号中「三千八百」を「四千四百七十」に改める。

第四条第二十四号中「二万三千九百」を「二万二千八百」に改め、同号を同条第三十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十三　三ふっ化窒素　一万七千二百

第四条第二十三号中「七千四百」を「九千三百」に改め、同号を同条第三十号とし、同号の次に次の一号を加える。

三十一　パーフルオロデカリン　七千五百

第四条第二十二号中「七千五百」を「九千百六十」に改め、同号を同条第二十九号とし、同条第二十一号中「八千七百」を「一万三百」に改め、同号を同条第二十八号とし、同条第二十号中「七千」を「八千八百六十」に改め、同号を同条第二十七号とし、同条第十九号中「七千」を「八千八百三十」に改め、同号を同条第二十五号とし、同号の次に次の一号を加える。

二十六　パーフルオロシクロプロパン　一万七千三百四十

第四条第十八号中「九千二百」を「一万二千二百」に改め、同号を同条第二十四号とし、同条第十七号中「六千五百」を「七千三百九十」に改め、同号を同条第二十三号とし、同条第十六号中「千三百」を「千六百四十」に改め、同号を同条第二十二号とし、同条第十五号中「五百六十」を「六百九十三」に改め、同号を同条第十九号とし、同号の次に次の二号を加える。

二十　一・一・一・三・三―ペンタフルオロプロパン　千三十

二十一　一・一・一・三・三―ペンタフルオロブタン　七百九十四